

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月五日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十九号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の鹿島市の本庁の項中

選挙管理委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長

を

選挙管理委員会事務局	事務局長
------------	------

に改め、同表の神埼

市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「市長公室副課長」を「市長公室副室長」に改め、同表の神埼市の出先機関の項中

総合支所	総合支所長 課長
------	----------

を

支所	支所長 課長
----	--------

に改め、同表のみや

き町の出先機関の項中

南花園	保育所
園長	園長

を

保育所	園長
-----	----

に改め、同表の太良

町の本庁の教育委員会事務局の項中「事務局次長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。